

# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

2025年2月4日

# 1. 改正法の概要

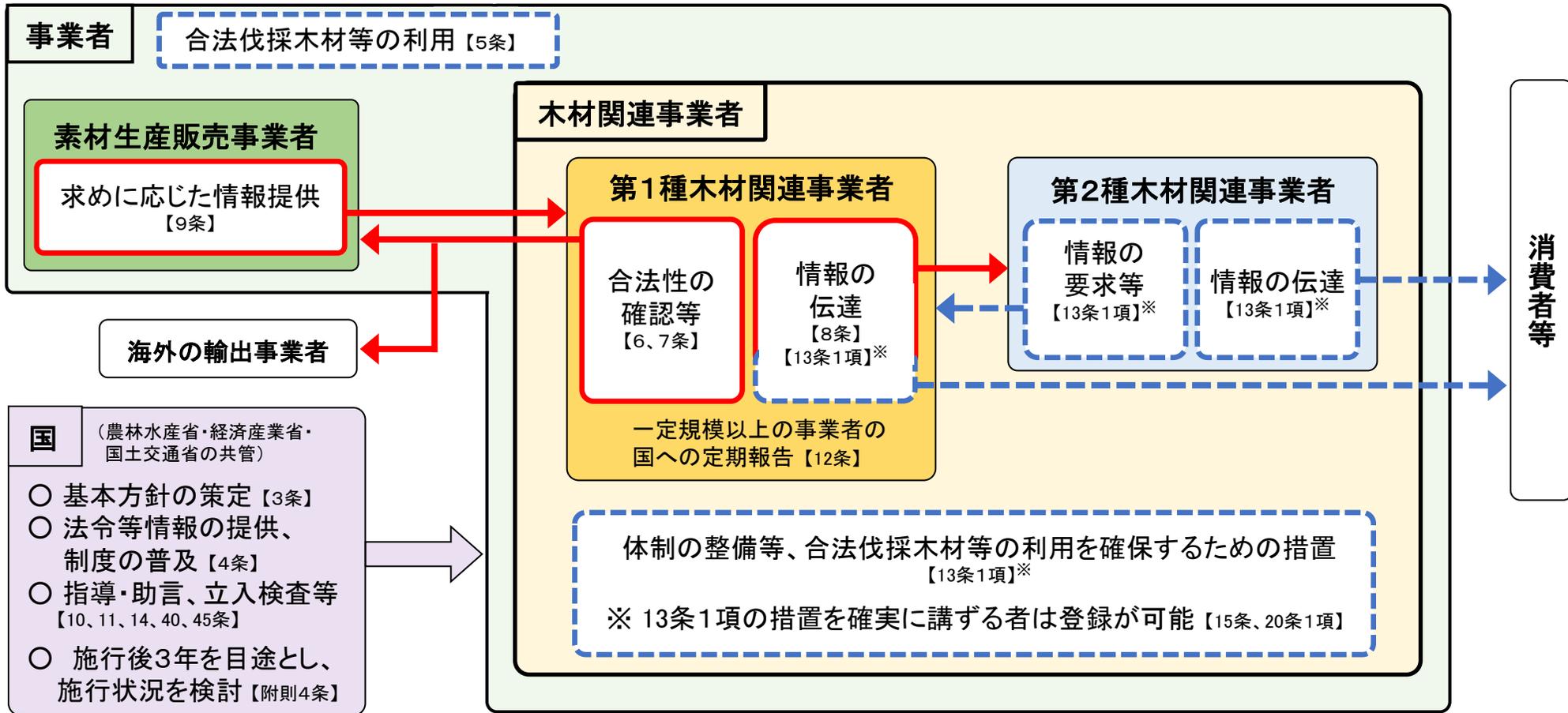
---

# 改正クリーンウッド法の概要

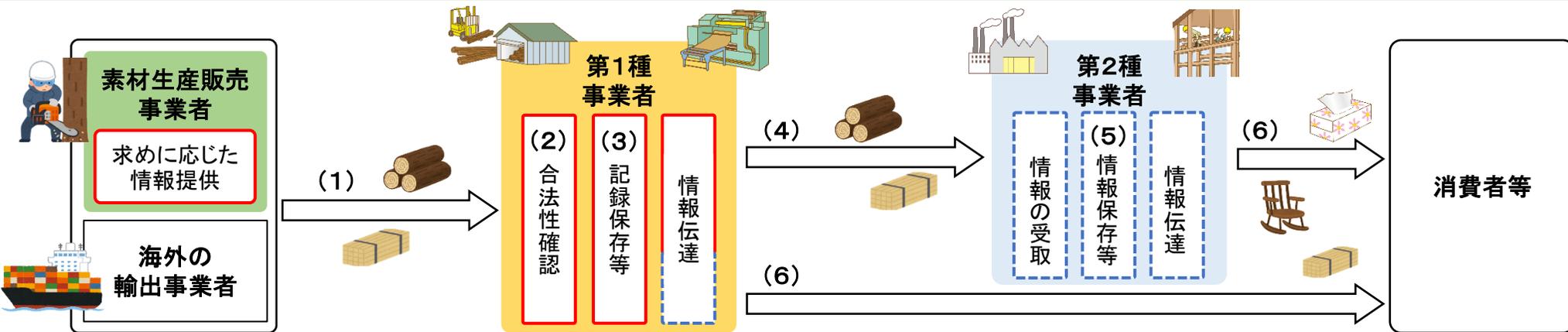
令和7年  
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

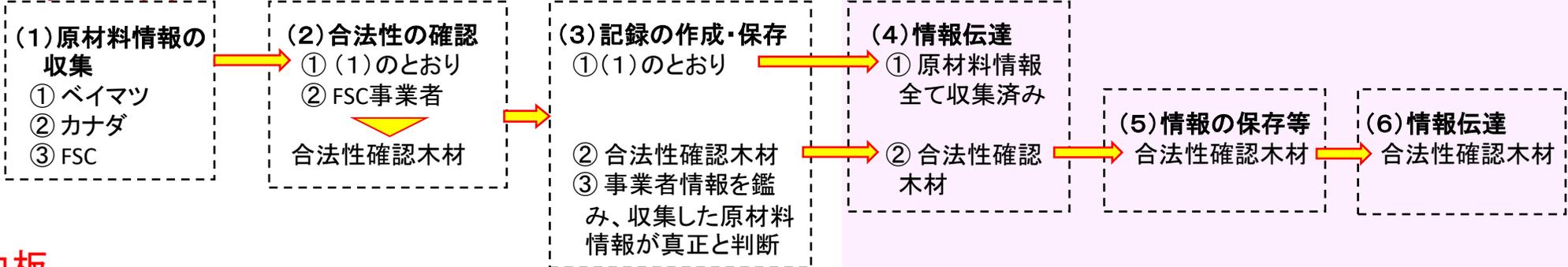
☐➡ : 義務(必ず行わなければならない事項)    ☐➡ : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



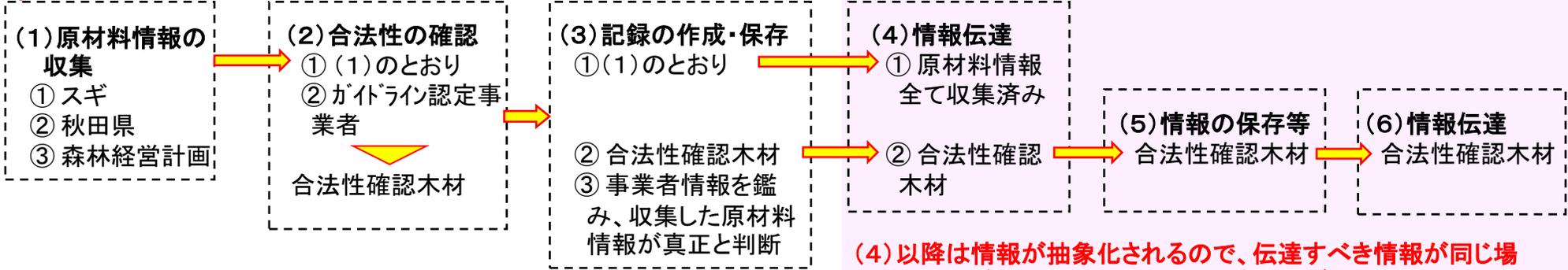
# 改正クリーンウッド法における伝達情報の変遷



## フェイスバック



## 中板



(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい  
例：(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからなる合板です

## 2. 対象物品の考え方

---

# 対象物品の考え方

- (1) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (2) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

## 1. 対象物品 (赤字は改正部分)

木材	家具・紙等の物品
<p>基本方針 一の2</p> <p>(1) <b>素材</b> 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む</p> <p>(2) <b>板材、角材及び円柱材</b> 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む</p> <p>(3) <b>単板、突き板及び構造用パネル(OSB)</b></p> <p>(4) <b>(2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等)</b> DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む</p> <p>(5) <b>のこくず・木くず</b>(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む</p>	<p>施行規則 第2条</p> <p>1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、<b>主たる部材に木材を使用したもの</b></p> <p>2 木材パルプ</p> <p>3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの</p> <p>4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの</p> <p>5 木質系セメント板</p> <p>6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの</p> <p>7 <b>戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)</b>及び<b>その枠(基材に木材を使用したものに限る。)</b></p> <p>8 1～7の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの</p>

## 2. 家具の考え方

- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
  - ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等 (※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない)
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの (例：椅子の座面、机の天板等の部材 等)

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外 (例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等)

# 参考：経産省ガイドラインにおける「主たる部材」の例示

## 1. 家具の主たる部材の例

対象物品		主たる部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定の家具	分類		
椅子		座面、背もたれ、肘、脚、木枠	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(椅子に付属するメモ台や机に付属するパネルなどの付属品を含む)
机	机	天板、袖、脚、側板、引出し	
	テーブル		
	カウンター台		
棚		支柱、棚板、パネル部材(フレーム)	ダボ、木口材、引き手、つまみ、把手、台輪・巾木、支持棧、フック等の部品(ハンガー等の付属品を含む)
収納用じゅう器	システム収納	天板、地板、側板、背板、棚板、箱組、引出し、扉	
	玄関収納		
	クローゼット内部収納ユニット		
	ロッカー		
	小型の収納		
	ワゴン		
	キャビネット		
戸棚			
ローパーティション	システム型	パネル本体	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(フック、ハンガー、黒板消し等の付属品を含む)
	自立型	パネル本体	
コートハンガー		脚(ベース)、支柱、フレーム、ハンガー部	
傘立て		傘立て本体、フレーム	
掲示板	壁掛け式	掲示板本体、基台、フレーム	
	自立型		
黒板	壁掛け式	黒板本体、白板本体、基台、フレーム	
ホワイトボード	自立型		
ベッドフレーム		ヘッドボード、床板、フットボード、サイドレール、脚	

## 2. 戸の主たる部材の例

対象物品		主たる部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定	分類		
戸	内装ドア(出入口、収納部)	パネル本体	把手(レバーハンドル)、引手、丁番、戸車、吊車、ラッチ、施錠装置、明かり窓、レバーストッパー、ドアクローザ、ドアストッパー等の部品(鍵などの付属品を含む)
	ふすま・戸ぶすま		
	障子		
	玄関ドア		

# 参考：クリーンウッド法の非対象物品

対象外物品(輸送用木箱等)を譲り受ける事業者や対象外物品(輸送用木箱等)の製造・販売のために対象物品(合板等)を譲り受ける事業者については、法に基づく義務や努力義務は課されません。

## CW法の対象物品に関するよくある質問

Q. ①こたつ(机に暖房機能が付与された机)、②化粧紙と板材を接合した合板、③再生材とバージン材が1:1で混紡されたティッシュペーパーはCW法の対象か。

A. すべて対象です。

(以下それぞれの考え方)

- ①こたつ、電源タップ付きの机といった、主として対象物品となる家具の機能を使用することを目的に設計されている物品は、CWの対象となります。
- ②対象外物品と対象物品を接合した製品については、対象部分についてはCW法の対象になります。
- ③混紡率を問わず、原材料に木材を使用した場合はCW法の対象になります。

## (参考) CW法の非対象物品一覧(経産省ガイドラインに掲載。)

- |    |  |
|----|--|
| 建材 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 面材系 : <u>壁材・腰壁、天井材(軒天井を含む)</u></li><li>・ 階段系 : <u>スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット</u>(側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む)</li><li>・ 造作材系 : <u>巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター(板状で壁等に固定するもの)、棚板(押入等に設置するもの)</u></li><li>・ 家具系 : <u>建材・家具以外の機能が付加されたもの</u>(掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど)</li><li>・ エクステリア系 : <u>濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル</u></li><li>・ 化粧板:<u>化粧繊維板・化粧パーティクルボード</u><br/><br/>※パーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムはクリーンウッド法における木材等に該当しないため、これらを使用した建材・建具等であって、木材等を使用していないものは、対象物品には該当しません。</li></ul> |
| 家具 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象物品(椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの)ではないもの</li><li>・ 対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの(車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット(ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様)、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示板等)</li></ul>   |
| 紙  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>原材料が再生材100%の紙</u>(混紡率を問わず、原材料に木材パルプを使用した場合は対象)</li><li>・ <u>印刷を行った紙</u></li></ul>   |

# 3. 木材関連事業者 の義務

---

# 義務対象となる事業者の考え方（第1種木材関連事業者）

- 第1種事業者は国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者
  - ① 丸太の販売の受託について、第1種事業者の範囲を変更  
【改正前】市場のみ ⇒ 【改正後】市場以外の流通事業者も含む
  - ② 所有権の移転を伴わない販売受託も含まれる
  - ③ 無償の譲渡しもクリーンウッド法に該当する

## 1. 国産材を取り扱う事業者

- (1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者
  - ① 伐採事業者から丸太を購入する製材工場
  - ② 原木市場
  - ③ 原木を購入して輸出する事業者
- (2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者
  - ① 原木市場
  - ② 原木流通事業者
- (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者
  - ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者（伐採の直営、委託を問わない）

## 2. 輸入材を取り扱う事業者

- (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者
  - ① 輸入商社
  - ② 代行輸入事業者
  - ③ 自ら輸入を行う合板工場等

第1種事業者が合法性の確認等の義務の対象となる

# 義務対象の考え方 輸入材の場合

(1) 木材等の輸入事業者は、第1種木材関連事業者に該当

(2) 輸入事業者と同一の法人格を持つ、海外の部署等を通じて直接調達する場合、事業者全体が第1種事業者に該当

: 第1種木材関連事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
  : 第2種木材関連事業者
  : その他の事業者等

類 型		類型の解説	第1種木材関連事業者になり得る者					第2種 木材関連事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸出者	流通・販売者	加工者	
①	輸入事業者タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合</li> </ul>	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等 (輸入者)	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
②	直輸入タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材工場等が海外の輸出事業者から木材等を直接輸入する場合</li> </ul>	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	製材工場等 (輸入者)	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
③	直接調達タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人格が輸入者と同一の者 (現地での伐採・調達・輸出等を担当する海外事業部等) を介して輸入する場合</li> </ul>	伐採者	海外事業部を有する商社等		海外事業部を有する製材工場等		製材工場、流通事業者、建築事業者等

※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者

# 義務対象の考え方

木材若しくは木材を使用した家具・紙等の物品を製造、加工、輸入、輸出又は販売していますか。

↓ はい

木材を自社で輸入していますか。

はい

輸入量は丸太換算で  
30000m<sup>3</sup>超ですか。

↓ はい

第1種事業者  
<義務>

※定期報告有  
農水省

↓ いいえ

第1種事業者  
<義務>

※定期報告無

いいえ

木材を使用した家具・紙等の物品  
を自社で輸入していますか。

↓ はい

輸入量は1.5トン超  
ですか。

↓ はい

第1種事業者  
<義務>

※定期報告有  
経産省

↓ いいえ

第1種事業者  
<義務>

※定期報告無

いいえ

第2種事業者  
<努力義務>

いいえ

木材関連  
事業者には  
該当しません。

- (1) 原材料情報の収集・整理**
- (2) 合法性の確認**
- (3) 記録の作成・保存**
- (4) 情報の伝達**
- (5) 定期報告：一定規模の基準**

**(1) 原材料情報の収集・整理**

(2) 合法性の確認

(3) 記録の作成・保存

(4) 情報の伝達

(5) 定期報告：一定規模の基準

# 木材等の譲受け等に係る義務内容

## (1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、**樹種、伐採地域、証明書**の3つ

### 1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等

② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

### 2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

### 3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物  
売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）  
⑦合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) **輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等）** など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 **樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要**

※3 原材料情報が収集等できなかつた場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
民有林	普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
民有林	保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林	国有林	①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
		許可書	フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント（※EUDRの施行後に活用可能）
		届出書	アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
届出書		※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ	
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
	準ずる機関	許可書	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
その他			<p>①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）</p> <p>②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）</p> <p>③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）</p>

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証を行っている団体等のうち、当該認証に係る認証基準及び過去の認証実績を確認することにより、伐採造林届出書等の写し又は令第1条第1号から第11号までに掲げる情報を踏まえて木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについての認証を行うことができると認められる団体等の指定を告示を通して大臣の指定を行った。

(告示で指定された者の代表的な例)

①「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における団体認定を行っている団体

(1) 全国の事業者を対象として認定する団体

(例) 日本木材輸入協会、オフィス家具協会、家具産業振興会

(2) 地域を限定して事業者認定する団体

(例) 東京都木材団体連合会

(3) 海外において事業者認定する団体

(例) American Hardwood Export Council (アメリカ広葉樹輸出協会)

② 森林認証制度の管理団体

(例) F S C、P E F C、S G E C

(1) 原材料情報の収集・整理

**(2) 合法性の確認**

(3) 記録の作成・保存

(4) 情報の伝達

(5) 定期報告：一定規模の基準

# 木材等の譲受け等に係る義務内容

## (2) 合法性の確認

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

### 1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

- ※ ・ 国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
- ・ 取引の実績
- ・ 合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など
- ・ その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

(2) 収集等できなかつた原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかつた」ことをもって義務履行

### 2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

### 3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

(1) 原材料情報の収集・整理

(2) 合法性の確認

**(3) 記録の作成・保存**

(4) 情報の伝達

(5) 定期報告：一定規模の基準

# 木材等の譲受け等に係る義務内容

## (3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

### 1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

### 2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
  - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
  - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
  - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
  - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
  - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
  - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
  - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

### 3. 記録の方法

書面又は電子

### 4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

### 5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡時まで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

# 参考：原材料情報の保存パターン

## 1. 証明書だけで原材料情報として完結

伐採届  
証明書に樹種、伐採地域の  
記載あり

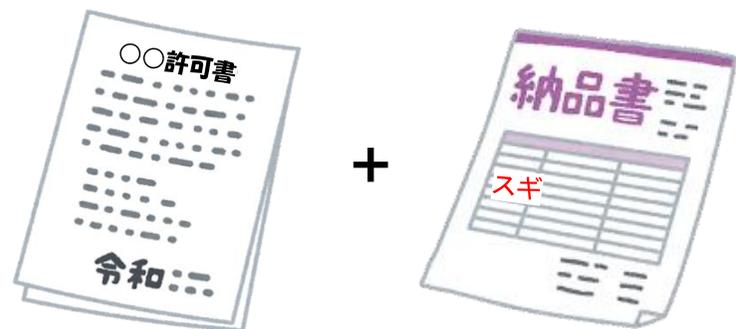


森林経営計画認定書+  
森林経営計画書（抜粋）  
証明書に樹種、伐採地域の  
記載あり



## 2. 証明書+αで原材料情報として完結

### ① 証明書+別書類



原材料情報の一部  
（樹種等）の記載がな  
い証明書

証明書に記載ない情報  
（樹種や伐採地域）  
を記載した納品書等

### ② 証明書に直接追記



不足する原材料情報を証明  
書に直接書き込むことで原材  
料情報として完結

### ③ 証明書+一覧表等



樹種・伐採地域

証明書と対応できる形で  
樹種や伐採地域を一覧  
表にとりまとめ

- (1) 原材料情報の収集・整理
- (2) 合法性の確認
- (3) 記録の作成・保存
- (4) 情報の伝達**
- (5) 定期報告：一定規模の基準

# 木材等の譲受け等に係る義務内容

## (4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者が木材等を譲渡す際に情報伝達の義務

### 1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
  - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
    - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届出書）
  - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

### 2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用する方法
- (3) 包装に印字、納品書等に印字

※ 口頭は不可

### 3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者が製材を譲渡する場合、学校法人に木製機を譲渡する場合
- (3) 輸出する場合

※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

※2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

# 第1種事業者であっても情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 第1種事業者が対象外物品の製造事業者に木材を譲渡す場合は、伝達義務の対象外
- (2) 当該事業者への情報伝達は消費者と同様の扱いとなり、努力義務の対象
- (3) 将来的に対象外物品に加工されることが分かっている場合、木材関連事業者に譲渡す場合は義務対象

## <第1種事業者の義務の課され方>

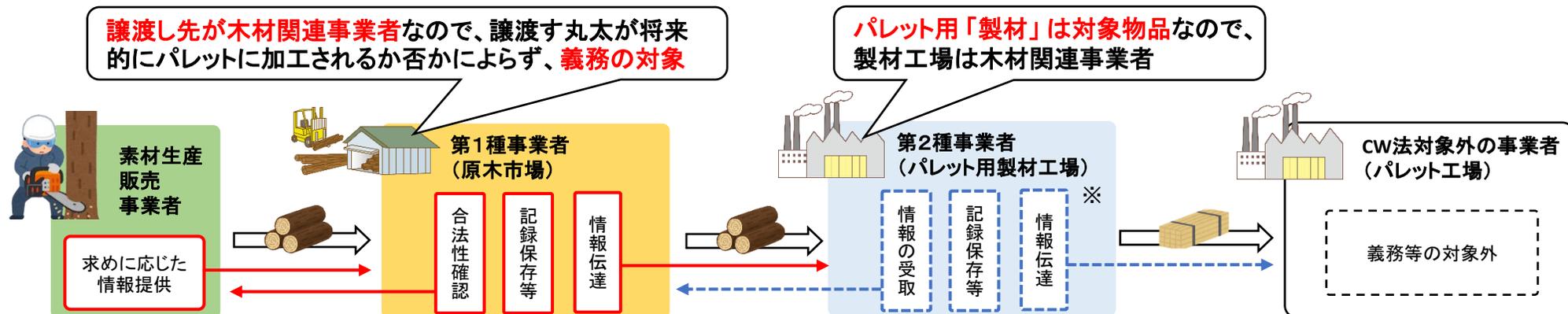
⇒ : 木材等の流れ    → : 義務    → : 努力義務

### 【例：丸太からパレット（CW法対象外物品）が製造される場合】

#### ○ 第1種事業者が直接パレット工場に譲渡す場合



#### ○ 第2種事業者がパレット工場に譲渡す場合（第1種は第2種に譲渡す）



※ CW法においては、木材関連事業者以外への譲渡しは消費者への譲渡しと同様に取り扱うこととなり、情報伝達の努力義務の対象

- (1) 原材料情報の収集・整理
- (2) 合法性の確認
- (3) 記録の作成・保存
- (4) 情報の伝達
- (5) 定期報告：一定規模の基準**

# 木材等の譲受け等に係る義務内容

## (5) 定期報告：一定規模の基準

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2) 一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
- (3) いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

### 1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m <sup>3</sup>
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m <sup>3</sup>
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当

※家具等においては、「主たる部材」以外の重量も含む(ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量)

### 2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m <sup>3</sup>	3万m <sup>3</sup>	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m <sup>3</sup>	2万m <sup>3</sup>	1万トン	報告対象外

# (5) 第1種事業者の定期報告：報告内容等

○ 基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量

② ①のうち合法性確認木材等の数量

## 1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の(1)(2)について報告

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

## 2. 対象期間・報告方法・報告期限

(1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）

(2) 報告方法：メール、書面、システム

※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定

(3) 報告期限：毎年6月末日

(4) 報告先：① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合

農林水産大臣

② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合

経済産業大臣

③ ①、②の両方を扱った場合

農林水産大臣及び経済産業大臣

第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくこととなります

# 4. 努力義務

---

# 第1種及び第2種事業者共通の努力義務の概要

## (法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置①)

### ○ 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

#### 1. 体制の整備

- (1) 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）
- (2) 取組方針の作成

#### 2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる

- ・ 第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など
- ・ 第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のCW法の登録情報など

#### 3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- (1) 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する
- (2) 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

#### 4. 消費者等への情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字等  
店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

#### 5. その他の措置

木材等を譲渡す際に登録事業者等である情報の提供

## 第2種事業者の努力義務の概要

### (法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置②)

○ 第2種事業者のみに対する努力義務は、

- ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
- ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

#### 1. 情報の受取

(1) 第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取る

- ① 第1種事業者から：原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
- ② 第2種事業者から：合法性確認木材等であるか否か

(2) 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを行う

#### 2. 情報の保存

(1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

(2) 方法：紙または電子

(3) 作成の期限：遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

(4) 保存期間：作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

#### 3. 木材関連事業者に対する情報伝達

(1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）

(2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達  
書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等

# 変更点：第2種事業者における情報伝達について

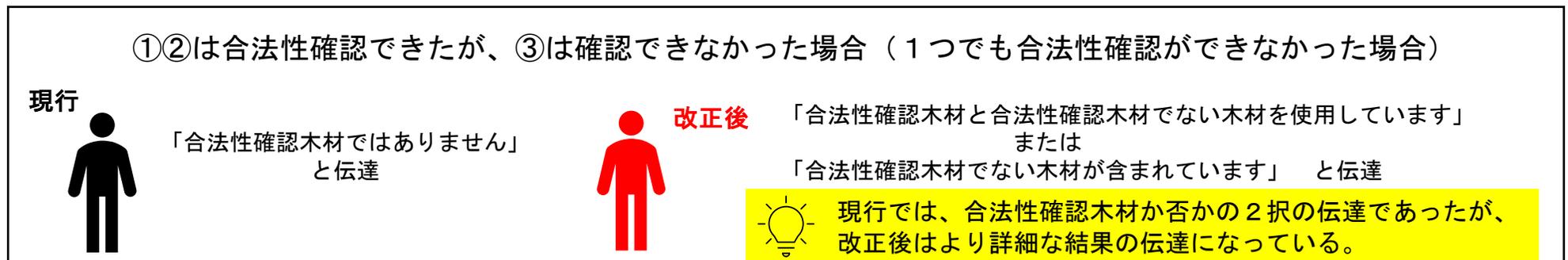
## I 【1つの確認材の情報伝達】

(例) 第1種事業者1社のみから入荷した丸太を加工した柱材10本組の情報伝達



## II 【複数の確認材の情報伝達】

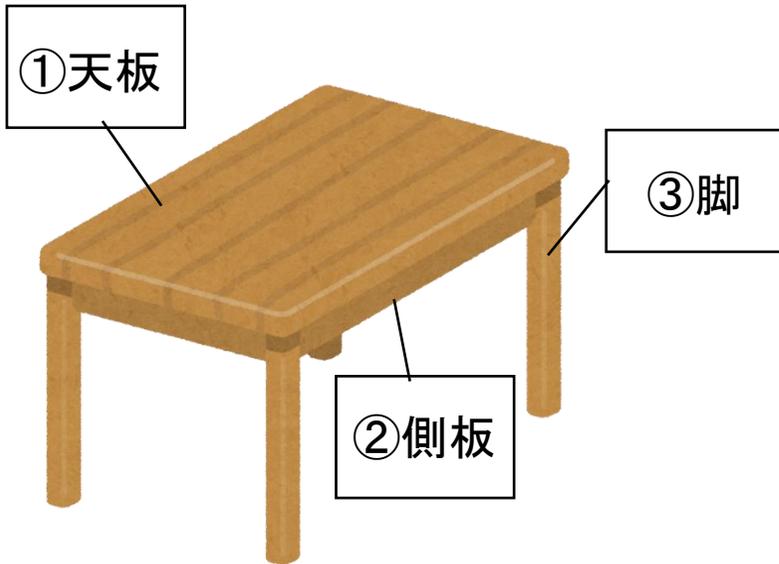
(例1) 複数の第1種事業者 (①②③) から入荷した丸太を加工した柱材10本組の情報伝達



# 変更点：第2種事業者における情報伝達について

## Ⅱ つづき【複数の確認材の情報伝達】 (例2) 複数の部材からなる家具等の情報伝達

複数の第1種事業者①②③から譲受けた材を使用し、作成した机



改正後では、小売事業者も木材関連事業者に追加されます。

①②③すべてで合法性が確認できた場合

現行



「合法性確認木材です」と伝達

改正後



原則は

「3種類の合法性確認木材です」と伝達

※「3種類の」は省略可。  
※全て合法性確認木材である旨を強調する文言の追加可。

①②は合法性確認できたが、③は確認できなかった場合  
(1つでも合法性確認ができなかった場合)

現行



「合法性確認木材ではありません」と伝達

改正後



「合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています」  
または  
「合法性確認木材でない木材が含まれています」と伝達



現行では、合法性確認木材か否かの2択の伝達であったが、改正後はより詳細な結果の伝達になっている。

# 5. Q&A

---

Q1 法対象物品を譲り受けて対象物品でないものを製造する場合、木材関連事業者に該当する  
のか。

A1 法対象物品（木材等）でないものを製造する者は木材関連事業者には該当せず、義務・努  
力義務の対象にもなりません。

Q2 原材料情報の樹種、伐採地域は具体的にどこまで詳しい情報を収集すればよいのか。

A2 樹種については「取引において通常用いている名称」としており、これは商慣習上用いられ  
ている名称であって、客観的に樹種の絞り込みが可能な名称のことです。国産材であれば、  
伐採造林届出書への記載が目安となりますが、個別の取引の事情に応じて、学名等、より範  
囲が狭い名称を個別の取引において使っている場合は、当該名称を使います。伐採地域は  
原則「伐採国」となります。国産材についてはさらに都道府県や市町村まで収集の対象とす  
ることもできます。輸入材についても原産国名を1つに特定されることを基本とします。やむを  
得ず複数国とすることが許容されますが、「アジア地域」「アメリカ大陸」といったものは許容さ  
れません。

Q3 森林認証制度は原材料情報の証明書として活用できるのか。

A3 クリーンウッド法に活用可能な森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）として、告示にFSC、PEFC、SGECを定めています。なお、これには森林認証制度によるコントロールウッドも含まれます。一方、事業者が当該認定を受けているだけでは、取引される当該木材自体の合法性を担保することにはなりませんので、事業者の認定証ではなく、あくまで当該木材が「森林認証制度による木材である」ことの証明（納品書等）が必要です。

Q4 民間企業独自の証明書等は合法性確認に使用可能か。

A4 企業の独自証明は、原材料情報としての証明書とはみなせません。ただし合法性の確認は、収集した原材料情報（樹種・伐採地域・証明書）に加え、「その他関連情報」を踏まえて行うことが規定されているので、企業等の独自証明を「その他関連情報」として合法性確認に活用いただくことは差し支えありません。

Q5 原材料情報の証明書が収集できなかった場合、「合法性確認木材等でない」となるのか。

A5 全ての原材料情報が収集できなかったことをもって機械的に「合法性確認木材等でない木材等」となるわけではありません。原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断しうる可能性もあります。収集できた情報に加え、「その他情報」を踏まえて合法性確認木材等か否かの判断を行ってください。

Q6 合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか。

A6 「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、国内を流通する木材等のうち合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。

Q7 定期報告について、家具について「主たる部材」のみが報告対象となるのか。

A7 家具は「主たる部材」と「部品」で構成されており、「主たる部材」も「部品」も木材を使用している場合でも、主たる部材のみが合法性確認の対象となります。従って定期報告における「合法性確認木材等の数量」については主たる部材のみをカウントして計上して記載してください。一方、定期報告における「第1種事業者として譲り受けた木材等の総量」については、家具においては、「主たる部材」以外の重量も含みます。（ただし、部材ごとに輸入する場合は「主たる部材」のみの重量です。）なお、主たる部材のみを切り離してカウントできない事業者の場合、その場合に限り、家具等全体の重量でカウントしても差し支えありません。その場合、合法性確認木材等ではない木材等が部材として入っている場合、その家具は「合法性確認木材等ではない」扱いとします。

Q8 一定規模以上の考え方や報告は法人単位で行うのか、それとも事業所単位で行うのか。

A8 法人単位です。

## 改正クリーンウッド法に係るQ&A（第0版）

Q9 第2種事業者は合法性確認を行わないのか。取引先から合法性確認結果に係る情報の伝達がなかった場合はどうすればよいのか。

A9 改正クリーンウッド法において、合法性の確認を行うのは第1種事業者のみです。第2種事業者は、自ら合法性の確認を行うことはせず、第1種からの確認結果の伝達を受けて、その結果をそのまま次の事業者へ伝達することとなります。なお供給元から合法性確認結果の情報伝達がなかった場合に、サプライチェーンを遡って合法性確認結果情報の提供を依頼できます。この場合も、あくまで第1種事業者が行った確認結果の提供を求めるもので、第2種事業者自ら合法性確認を行うものではありません。その上で情報提供がなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。

Q10 改正法が施行される令和7年4月前に譲り受けた木材等や長期在庫の取扱はどうなるか。

A10 改正法の施行の前に第1種事業者が譲り受けた木材等は、合法性の確認等の義務の対象となりません。そのため、

①改正法第8条の情報がない木材等として譲り渡す

②改正法第6条の規定に則って合法性の確認を行い、その結果を伝達する

のいずれかの対応を行うこととなります。なお、上記②において、改正前に、原材料情報を収集できている場合は、当該収集済みの情報を用いて改正法に沿った合法性の確認を行って差し支えありません（改めて原材料情報を収集し直す必要はありません。）。また、改正法の施行の前に第2種事業者が譲り受けた木材等についても、情報伝達などの改正法の努力義務の対象とはなりません。

# 6. 改正法の周知等

---

# これまでの周知活動・今後の予定

クリーンウッド法の改正について、各業界で説明会を実施。

(例)

7月16日	家具業界における講演会
9月20日	建材業界の連絡会
11月15日	ホームセンター業界向けクリーンウッド法改正に関する説明会
11月19日	製紙業界向けクリーンウッド法改正に関する説明会
11月26日	家具業界向けクリーンウッド法改正に関する説明会①
11月28日	家具業界向けクリーンウッド法改正に関する説明会②
12月3日	建材業界向けクリーンウッド法改正に関する説明会
12月18日	流通団体向けクリーンウッド法改正に関する説明会

今後も、必要に応じて業界ごと若しくは業界横断で実施予定。

(予定)

2025年 2月 第4回 家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会 開催

2025年 2 - 3月 家具・紙・建材企業向けCW法の公開説明会

2025年 3月 Q&Aの改訂版 発表

2025年 4月1日 施行開始

2026年 初旬 第5回 家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会 開催<sup>41</sup>

## クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



「クリーンウッド・ナビ」: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

## 関連リンク

現行クリーンウッド法の概要（林野庁）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

改正クリーンウッド法の概要（林野庁）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html#kaisei>

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」（林野庁）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

クリーンウッド法（経産省）

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/gouhoumokusai.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/gouhoumokusai.html)

家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会（経産省）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/felled\\_wood/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/felled_wood/index.html)